

令和3年2月25日招集

令和3年 第2回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

令和3年第2回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和3年第2回東根市農業委員会定例総会を東根市役所401・402会議室に招集した。

1. 令和3年2月25日（木） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（17名）

2番	本 田 勝 彦	3番	門 脇 功	4番	東 海 林 光 輝
6番	寒 河 江 一 浩	7番	庄 子 裕 絵	8番	高 岡 貞 雄
9番	仲 野 孝 藏	10番	石 山 一 穂	11番	吉 田 好 春
12番	岡 田 邦 弘	13番	栗 原 洋 幸	14番	阿 部 昇
15番	大 内 恒 一	16番	小 野 博	17番	岡 田 和 敏
18番	瀬 野 幸 太 郎	19番	菅 原 繁 治		

1. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報第2号 農地の転用の制限の例外確認申請について
- 第 5 報第3号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第 6 議第19号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第 7 議第20号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第 8 議第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第 9 議第22号 農用地利用集積計画について
- 第10 議第23号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案について
- 第11 議第24号 令和3年度東根市農作業賃金・機械利用料金協定標準について
- 第12 議第25号 下限面積（別段の面積）の設定について
- 第13 議第26号 非農地の判断について
- 第14 農地あっせん委員会の報告
- 第15 農地転用委員会の報告
- 第16 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長 加藤 光 伸 事務局長補佐 深瀬 忠
農地係長 松岡 義朗 主任 三坂 智江美

1. 議長 農業委員会会長 菅原 繁治

1. 議事の顛末

【議長】

只今から、令和3年第2回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員は、1番大江正好委員、5番高岡茂雄委員であります。遅刻の届出ありました委員、まだ見えてない委員はおりません。従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

3番 門脇功委員、6番 寒河江一浩委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定でありますがお諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第1回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第2号農地の転用の制限の例外確認申請についてから、日程第13、議第26号非農地の判断についてまでの、2報告と8案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。加藤事務局長。

【加藤事務局長】

令和3年第2回東根市農業委員会定例総会議案書に基づき、ご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地の転用の制限の例外確認申請は1件です。

報第2号農地の転用の制限の例外確認申請について。

別紙、土地に係る農地の転用の制限の例外確認についての申請があったので、農地法

第4条第1項第8号の規定により県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。2頁をお開き下さい。

農地の転用の制限の例外確認申請関係。

受付番号1番、申請者住所氏名：東根市大字羽入●●●●●、●●●●●。転用しようとする土地の表示、土地の所在：大字羽入字押堀●●●●●。地目：畑。面積：3,989 m²の内42 m²。土地の所有者：高嶋勝彌。転用の理由：農機具置場を整備する。

所要面積：農機具置場42 m²。3頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は、16件であります。

報第3号農地賃貸借契約の合意解約について。

農地法第18条第6項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。4頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係。

受付番号8番、土地の所在：大字野田字家ノ下●●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地籍：1,504 m²。賃貸人住所氏名：東根市大字野田●●●●●、●●●●●。

賃借人住所氏名：東根市大字野田●●●●●、●●●●●。解約後の利用：第三者へ貸借であります。

以下、受付番号9番から5頁の受付番号23番までの15申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。6頁をお開き下さい。

今月の農地法第3条の許可申請は、7件です。

議第19号農地法第3条第1項の規定による許可申請について。

農地法第3条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものであります。7頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、所有権移転です。

受付番号6番、土地の所在：本丸南二丁目●●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地籍：426 m²。譲渡人住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●●●、●●●●●。

事由：高齢化による経営縮小。経営面積：186 a。

譲受人住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●●●、●●●●●。事由：経営規模拡大。

経営面積：62 a であります。

以下、受付番号7番から受付番号12番までの6申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表、所有権移転は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。8頁をお開き下さい。

今月の農地法第4条の許可申請は、1件です。

議第20号農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。9頁をお開き下さい。

農地法第4条第1項の規定による、許可申請関係。

受付番号1番、土地の所在：本丸南二丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地籍：712㎡。申請人住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●●、●●●●。職業：農業。

転用後の主要目的：居宅、駐車場、進入路、庭・雪捨て場他で所要面積計が850.13㎡。備考として、併用地有。

農地法第4条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。10頁をお開き下さい。

今月の農地法第5条の許可申請は、3件です。

議第21号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。11頁をお開き下さい。

農地法第5条第1項の規定による許可申請関係。

受付番号6番、土地の所在：神町北四丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地籍2,055㎡。譲渡人住所氏名：東根市神町東一丁目●●●●、●●●●。

譲受人住所氏名：東根市中央二丁目11番1号 天野地所株式会社 代表取締役 天野誠也。職業：不動産業。転用後の主要目的：宅地分譲、道路で所要面積計が2,172.03㎡。

備考として、所有権移転、併用地有、実測面積となります。

以下、受付番号7番及び8番の2申請は、記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。

農地法第5条総括表は、記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。12頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、農地法第4条、農地法第5条及び例外確認申請の申請箇所を示す位置図でありますので、参考にさせていただきたいと思っております。13頁をお開き下さい。

今月の農用地利用集積計画案件は、83計画です。

議第22号農用地利用集積計画について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、別紙土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。14頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、所有権移転です。

受付番号9番、土地の所在：大字猪野沢字楯畑道北●●●●。地目、登記簿：畑、

現況：樹園地、地籍：1,331 m²ほか1筆。売人住所氏名：東根市大字猪野沢●●●●●、土赤修。買人住所氏名：東根市大字沼沢●●●●●、●●●●●。利用目的：樹園地として利用。移転時期：令和3年2月25日。対価、総額：408,600円、支払い方法：口座。支払期限：令和3年3月12日。引き渡し時期：令和3年3月15日。買人の耕作面積は122aであります。

以下、受付番号10番から12番までの3申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表、所有権移転は、記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。15頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定です。

受付番号26番、土地の所在：大字東根元東根字上江●●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地籍：3,148 m²ほか2筆。貸人住所氏名：東根市三日町二丁目●●●●●、●●●●●。借人住所氏名：東根市三日町三丁目●●●●●、●●●●●。種類：賃貸借権設定。利用目的：水田として利用。始期：令和3年2月25日、終期：令和8年2月24日。賃借料：10aあたり58kg。5年再設定。借り人の耕作面積は1,064aであります。

以下、受付番号27番から、21頁の受付番号73番までの47申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

22頁の農用地利用集積計画総括表、賃貸借権設定は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。23頁をお開き下さい。

農地中間管理機構との貸借です。

受付番号1番、土地の所在：大字羽入字下●●●●●。地目、登記簿：田、現況：田。地籍：1,210 m²ほか1筆。貸人住所氏名：東根市大字羽入●●●●●、●●●●●。借人住所氏名：山形市緑町一丁目9番30号、公益財団法人 やまがた農業支援センター理事長 若松正俊。種類：賃貸借権設定。始期：令和3年2月25日、終期：令和13年2月28日。賃借料：10aあたり10,000円。

以下、受付番号2番から、28頁の受付番号31番までの30申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。29頁をお開き下さい。

今月の農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案は148計画であります。

議第23号農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、農用地利用配分計画案を作成するため、同条第3項の規定により本会の意見を求めるものであります。30頁をお開き願います。

農用地利用配分計画案であります。

これは、先ほどご説明いたしました、議第 22 号のなかの中間管理機構との貸し借りで提案した、中間管理機構を通じて農地の貸し手と借り手をマッチングさせた配分計画となります。

1 番から、32 頁の 54 番までの 54 計画については、農地中間管理機構による借受希望者の募集、貸付希望者の申し出に基づき、各地域においてマッチング活動を行い、人・農地プランに位置づけられた、中心的経営体に貸し付けする農用地利用配分計画案を作成したものととなります。詳細につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

33 頁の 1 番から、37 頁の 94 番までの 94 申請については、借受者の移転であります。詳細につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。38 頁をお開き下さい。

議第 24 号令和 3 年度東根市農作業賃金、機械利用料金協定標準について。

令和 3 年度東根市農作業賃金、機械利用料金協定標準については、令和 3 年 2 月 8 日付けで、東根市農作業賃金、機械利用料金標準策定協議会へ諮問し、別紙のとおり答申がありましたので、本会の議決を求めるものであります。39 頁をお開き願います。

2 月 8 日に開催された、東根市農作業賃金、機械利用料金協定標準策定協議会からの答申文であります。40 頁をご覧ください。

答申されました令和 3 年度、東根市農作業賃金、機械利用料金協定標準（案）となります。表は左から、作業名、単価、令和 3 年度（案）、令和 2 年度、摘要の順に掲載をしております。上段の表が農作業賃金、下段の表が機械利用料金となっており、令和 3 年度の金額をこの度、提案するものであります。

なお、各作業名及び金額等については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。41 頁をお開き願います。

議第 25 号、下限面積（別段の面積）の設定について。

農業委員会の適正な事務実施について（平成 22 年 12 月 22 日付け 22 経営第 5333 号農林水産省経営局長通知）により、毎年、下限面積（別段の面積）の設定または修正の必要性について審議することとなっているため、令和 3 年度の下限面積（別段の面積）の設定について、別紙のとおり本会において決定するものであります。42 頁をお開き願います。

下限面積（別段の面積）の設定について。

（1）農地法施行規則第 17 条第 2 項の適用について。

方針として、設定区域は東根市全域、下限面積 30 a とし、変更は行わないこと、50 a を 30 a にする理由は、新規就農の促進、並びに、耕作放棄地解消・防止を図るためでありま

す。43 頁をお開き願います。

今月の非農地の判断関係は、46 件であります。

議第 26 号非農地の判断について。

農地法の運用について、平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号 21 農振第 1598 号 農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知により、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な別紙土地について、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しないことを本会において決定するものであります。

非農地の判断をする土地につきましては、農地法第 30 条第 1 項に規定する利用状況調査により、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地であることから、農地法の運用についての農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知のうち、遊休農地に関する措置を行った農地等に関する取扱いについての判断基準に該当するか否かにより、農地、非農地の判断を行うものであります。

基準につきましては、農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地で、農業的利用を図るための条件、いわゆる基盤整備事業の実施等になりますが、それらが計画されない土地で、次に申し上げるどちらかに該当するものが、農地に該当しない非農地として、それ以外のものを農地とすると規定されております。

1 つ目が、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合。

2 つ目が、1 つ目以外の場合であって、その周辺の状況から見て、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合となっております。44 頁をご覧ください。

非農地の判断関係であります。

番号 1、土地の所在：大字泉郷元沢渡字東金黒沢山●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑。地籍：6,736 m²ほか 4 筆。所有者住所氏名：東根市大字東根甲●●●●、●●●●。

以下、番号 2 から、49 頁の番号 46 までの、45 件につきましては記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。50 頁をお開き願います。

集計となります。東郷地区 45 件、185 筆、面積の合計 107,487.4 m²。高崎地区 1 件、1 筆、847 m²となります。

51 頁以降は、非農地の判断関係を示す位置図になりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

以上で、報告案件 2 件と議案 8 件の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

【議長】

次に日程第 14、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。15 番、大内恒一農地あっせん委員会委員長。

【15 番大内恒一農地あっせん委員会委員長】

はい、15 番大内です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を 2 月 18 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび提案されました議題は、農地法第 3 条による所有権移転の許可申請 7 件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る 2 月 16 日実施の、事務局による現地調査、さらに、提案された関係地区の農地あっせん委員による現地調査結果をもとに慎重に審査を行いました。

所有権移転の許可申請についてですが、受付番号 6 番から 12 番の申請事由は、経営規模拡大となります。

いずれの案件も、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべて満たしており、すべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。

以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましてもよろしく願いいたします。

【議長】

次に、日程第 15、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。9 番、仲野孝藏農地転用委員会委員長。

【9 番仲野孝藏農地転用委員会委員長】

はい、9 番仲野です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を 2 月 18 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび提案されました議題は、農地法第 4 条による許可申請 1 件、農地法第 5 条による許可申請 3 件についてであります。

転用許可申請案件については、去る 2 月 16 日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、農地法第 4 条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります。受付番号 1 番については、都市計画法に規定する用途地域に定められている区域にあるため、第三種農地となりますが、一般住宅を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第2の1の(1)のエの(ア)b(c)」に該当。

次に、農地法第5条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります、受付番号6番及び8番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となりますが、受付番号6番は宅地分譲、受付番号8番は資材置場を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第2の1の(1)のエの(ア)b(c)」に該当。

受付番号7番については、農地の規模が10ヘクタール以上の区域にあるため第一種農地となりますが、集落に接続して建築条件付き建売分譲を整備するものであります。

農地区分(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(ア)a」に該当。

立地基準(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(イ)c(e)」に該当。

以上を踏まえ、許可基準に留意し各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第16、地区委員会の開会についてであります、お諮りいたします。

ただいまから15分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

なお、議第22号農用地利用集積計画について、10番石山一穂委員、及び12番岡田邦弘委員が、議第23号農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案について、10番石山一穂委員が、議第26号非農地の判断について、4番東海林光輝委員が、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与に関する制限に該当します。したがって、この議事に参与することが出来ないことをご了承願います。

それでは、15分をめぐりに、地区委員会の開会をお願いいたします。ここで暫時休憩いたします。

(地区委員会及び休憩)

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【7番庄子裕絵委員】

7番庄子です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第19号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第20号及び21号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第22号については、水田及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第24号については、東根市農作業賃金・機械利用料金協定標準策定協議会より答申ありました内容を審議しましたところ、答申どおり決定することの意見の一致をみました。

議第25号については、農地の保有及び利用の現況、遊休農地の状況などから、別段の面積を30aに設定することに意見の一致をみました。

議第26号については、森林の様相を呈しているなど、非農地の要件を満たしていることから、非農地として決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【17番岡田和敏委員】

17番岡田です。東郷、高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第19号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第22号については、水田、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第24号については、東根市農作業賃金・機械利用料金協定標準策定協議会より答申

ありました内容を審議しましたところ、答申どおり決定することの意見の一致をみました。

議第 25 号については、農地の保有及び利用の現況、遊休農地の状況などから、別段の面積を 30 a に設定することに意見の一致をみました。

議第 26 号については、森林の様相を呈しているなど、非農地の要件を満たしていることから、非農地として決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願います。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

【2 番本田勝彦委員】

2 番本田です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

議第 19 号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 21 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 22 号については、水田、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 23 号については、地域の中心となる担い手等に貸付するものであり、当該計画案を認め、同意することの意見の一致をみました。

議第 24 号については、東根市農作業賃金・機械利用料金協定標準策定協議会より答申ありました内容を審議しましたところ、答申どおり決定することの意見の一致をみました。

議第 25 号については、農地の保有及び利用の現況、遊休農地の状況などから、別段の面積を 30 a に設定することに意見の一致をみました。

議第 26 号については、森林の様相を呈しているなど、非農地の要件を満たしていることから、非農地として決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願います。

【議長】

これもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

報第 2 号農地の転用の制限の例外確認申請について、及び、報第 3 号農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは、始めに、議第 19 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、

議第 20 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 21 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、以上、3 案件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。議第 19 号から議第 21 号について、農地あっせん委員会、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、許可すること、及び、許可相当との意見を付することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。議第 19 号から議第 21 号については、許可すること、及び、許可相当との意見を付することことに決しました。

次に、議第 22 号農用地利用集積計画について採決いたしますが、その前に、10 番石山一穂委員、及び 12 番岡田邦弘委員に申し上げます。あなた方は、議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間、退席願います。

お諮りいたします。議第 22 号について、地区委員会の審議のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。議第 22 号については、決定することに決しました。10 番石山一穂委員、及び 12 番岡田邦弘委員の復席を求めます。

10 番石山一穂委員、及び 12 番岡田邦弘委員に申し上げます。ただいま、議第 22 号については、決定することに決しましたので報告いたします。

次に、議第 23 号農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案について採決いたしますが、その前に、10 番石山一穂委員に申し上げます。あなたは、議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間、退席願います。

お諮りいたします。議第 23 号について、地区委員会の審議のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。議第 23 号については、決定することに決しました。

10 番石山一穂委員の復席を求めます。10 番石山一穂委員に申し上げます。

ただいま、議第 23 号については、同意することに決しましたので報告いたします。

次に、議第 24 号令和 3 年度東根市農作業賃金・機械利用料金協定標準について、議第 25 号下限面積（別段の面積）の設定について、以上 2 案件について一括して採決いたします。お諮りいたします。議第 24 号及び議第 25 号について、地区委員会の審議のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

挙手多数と認めます。議第 24 号及び議第 25 号について、決定することに決しました。

次に、議第 26 号非農地の判断について採決いたしますが、その前に、4 番東海林光輝委員に申し上げます。あなたは、議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間、退席願います。

お諮りいたします。議第 26 号について、地区委員会の審議のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

挙手多数と認めます。議第 26 号については、決定することに決しました。

4 番東海林光輝委員の復席を求めます。4 番東海林光輝委員に申し上げます。ただいま、議第 26 号については、決定することに決しましたので報告いたします。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和 3 年第 2 回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

午前 10 時 45 分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員